

障害者施設・事業所の虐待防止と対応について

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

青森県健康福祉部障害福祉課

障害者虐待防止法の施行

平成24年10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、施行されました。

・障害者虐待防止法第1条では、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的として規定しており、障害者福祉施設等の職員は、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の権利利益を擁護する立場にあることを自覚し、虐待の防止に積極的に取り組むことが求められます。

・また、障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

虐待行為の内容と具体的な例

	内 容	具体的な例		
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。	<ul style="list-style-type: none"> 平手打ちする 殴る 蹴る 壁に叩きつける 	<ul style="list-style-type: none"> つねる 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる やけど、打撲させる 	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束（※参考資料あり）
性的虐待	性的な行為やその強要。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）	<ul style="list-style-type: none"> 性交 性器への接触 性的行為を強要する 裸にする 	<ul style="list-style-type: none"> キスする 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する 	<ul style="list-style-type: none"> わいせつな映像を見せる 更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> 「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる 怒鳴る 	<ul style="list-style-type: none"> ののしる 悪口を言う 仲間に入れない 子ども扱いする 	<ul style="list-style-type: none"> 人格をおとしめるような扱いをする 話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 食事や水分を十分に与えない 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している あまり入浴させない 汚れた服を着させ続ける 	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の介助をしない 髪や爪が伸び放題 室内の掃除をしない ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる 学校に行かせない 	<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがをしても受診させない 必要な福祉サービスを受けさせない、制限する 同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> 年金や賃金を渡さない 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

虐待防止等のための措置

障害者虐待防止法第15条では、「障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情処理のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じるものとする」と規定しています。

虐待防止等のための体制について

項 目	内 容
運営規程への定めと職員への周知	○運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければならない。 ○利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 ○職員に対してだけでなく、利用者の家族等に対しても、重要事項説明書や事業所のパンフレットへの記載を通じて周知すること。
虐待防止委員会を設置する等の体制整備	虐待防止委員会の設置等必要な体制の整備が求められる。虐待防止の責任者は通常、管理者が担うことになり、また、虐待防止のための委員会の役割を果たすためには、定期的な開催が求められる。
倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底	権利侵害を許さない障害福祉施設等とするためには、職員一人ひとりが日頃の支援行為を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことが重要である。虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」などの制定、「虐待防止マニュアル」の作成、「権利擁護の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要がある。
人権意識、知識や技術向上のための研修	虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こりうるとされる。まず、障害者虐待防止法の基本的理解を全職員が得る。さらに、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が指摘されるため、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要がある。

通報義務

障害者虐待防止法第16条では、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定しています。

※発見者が同じ施設・事業所の職員であっても市町村への通報義務が課されています。

虐待が起きてしまった場合(虐待が疑われる事案があった場合を含む。)の対応について

家族や職員等から虐待の相談や報告があった場合、内容をよく確認し、虐待が疑われる場合は、通報義務に基づき、施設・事業所から、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報しなければなりません。

また、通報を受けて行政が実施する訪問調査等に協力し、事実を明らかにすることが必要です。

※市町村に通報することなく施設内で事実確認を進め、事態の収束を図ることは通報義務違反になります。

(虐待と認定された場合)

- ・ 被害者（家族）への謝罪
- ・ 不祥事案報告
- ・ 職員の厳正なる処分
- ・ 事案の公表

【参考資料】 身体拘束について(1)

身体拘束とは

障害者虐待防止法第2条の7第1項では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考資料】 身体拘束について(2)

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなりません。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

1 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

2 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

3 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【参考資料】 身体拘束について(3)

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

1 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

2 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

3 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

【参考資料】 身体拘束について(4)

身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われます。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。

「問題行動」に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑えつける職員や抑えつけられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者はさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。